令和５年度
第２回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和５年度第２回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和５年５月２６日（金）　１３時２６分開会
　　１４時０４分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１５名　欠席委員５名）

１番	平沖道徳	欠席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	欠席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	欠席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	議事録署名委員
１４番	平岡日出男	出席	議事録署名委員
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	欠席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	上田創一
企画振興係長	小野美幸
農地係長	小川宏明
農地係主任	福士憲二
農地係主任	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　報告第１号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）
　報告第２号　専決処分の報告について(農地法第３条の３届出)
　報告第３号　専決処分の報告について(農地法第５条第１項第６号届出)
　報告第４号　専決処分の報告について
　(農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知)
日程第６　　協議の部
　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　議案第２号　令和５年度第２号農用地利用集積計画の決定について
　議案第３号　「令和４年度推進委員等の目標に対する点検・評価（案）」に対する意見について
　議案第４号　「令和４年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）」について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　定刻前ですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から令和 5 年度第 2 回農業委員会総会を開催いたします。

本日は 1 番、平沖委員、3 番、三溝委員、5 番、平岡博委員、11 番、遠藤委員、18 番、山形委員は、所用のため、欠席する旨の届出がございました。

よって、委員 20 名中 15 名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶がございます。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆さんこんにちは。播種関係は大体終わったかと思いますが、昨日あたりから急に気温が上がりましたので、体調管理等には十分気を付けられて下さい。

それでは、ただいまから会議を始めます。

本日もよろしくお願いいたします。（13：27）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、13 番、清水委員、14 番、平岡日出男委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　務　局　　令和 5 年度第 1 回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）】

議　　長　　次に、日程第 5、報告の部に入ります。（13：28）
報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをご覧ください。
千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
前任者から、ご説明いたします。
5 月 22 日付けで△△△△管理課長兼農地係長が兼務を解かれ、農業委員会事務局管理課長に着任しております。
また、△△△△総務課付け、農地係主事が、市民環境部国保医療課国保給付係へ異動しております。
次に、後任者について、ご説明いたします。
発令月日は、5 月 22 日付けで、前△△管理課長兼農地係長の後任として、産業振興部農業振興課畜産係主任でありました、△△△△が管理課農地係長に昇任し、着任しております。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　暫時休憩します。（13：29）

議　　長　　再開します。（13：31）

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 2 ページをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 3 件で、土地の所在等は、議案書 2 ページから 3 ページのとおりです。なお、整理番号 3・4 の被相続人は△△△△さん、整理番号 5 の被相続人は△△△△さんであります。
以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第３号　専決処分の報告について（農地法第５条第１項第６号届出）】

議　　長　　次に報告第 3 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 4 ページをお開きください。
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
本日、当日配布資料が 2 冊あります。その内、報告第 3 号、議案第 1、2 号関連の方の当日配布資料をご覧ください。
報告第 3 号、議案第 1、2 号関連　当日配布資料の 1 ページに、報告第 3 号資料として、位置図、土地利用計画図を添付しております。

今月の農地法第5条第1項第6号の規定による届出は3件です。
整理番号1から3までは、土地区画整理事業により、地権者から同意を得た△△△△が宅地造成を行うための転用案件であります。
先月の令和5年度第1回総会報告第3号で報告済みの宅地造成案件の隣接地になります。
転用を行う土地の所在等は議案書4ページから5ページのとおりです。
当該地は令和5年3月24日に市街化区域に編入されており、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届出を行うことで転用許可不要となります。
それでは当日配布資料1ページの下段、土地利用計画図をご覧ください。
黄色が戸建住宅用地、左下のオレンジ色が商業用地、中央の緑色が街区公園、右上の水色が調整池となります。
造成工事完了時期は令和5年11月を予定しております。
以上、報告第3号についてご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

宮　澤　委　員　　地図の場所の確認ですが、この場所は△△さんの隣になるということでよろしいですか。
黄色の住宅地の所に△△さんの住宅があって、道路を挟んで、△△△△さんが入るということですよね。

事　　務　　局　　一番下の黄色部分の真ん中に薄く線がある所が、△△さんの住宅と倉庫です。

宮　澤　委　員　　上の図は点線が間違っているのですか。

事　　務　　局　　この、点線の中が△△さんの住宅を含む△△さんの所有地で、それ以外は△△さんの所有地になります。

宮　澤　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 3 号を報告済みといたします。

【報告第４号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に報告第 4 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 4 号について、ご説明申し上げます。
議案書 6 ページをお開きください
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 2 件で、土地の所在等は、議案書 6 ページのとおりです。
整理番号 7 及び 8 で解約のあった土地につきましては、先ほど、報告第 3 号において報告済みのとおり、農地転用の届出がされております。
以上、報告第 4 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 4 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第 6、協議の部に入ります。（13：39）
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第１号について、ご説明申し上げます。
議案書７ページをお開きください。
農地法第３条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第３条の許可申請は、所有権移転が１件です。
報告第３号、議案第1、2号関連　当日配布資料の２ページから10ページに、議案第１号資料として、地番図、営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号２は、新規就農者の△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
土地の所在等につきましては、議案書７ページのとおりです。
整理番号２は、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号２について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、整理番号 2 について、農地小委員会で協議しておりますので、宮澤委員長から協議結果について報告願います。

宮澤委員長　　4月28日に、令和５年度第１回農地小委員会を開催し、議案第１号、整理番号２に係る、新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。
整理番号２については、新規就農を希望する△△△△さんから、営農を始めるきっかけなどについて説明を受けたあと、質疑を行いました。
その結果、本人の営農への意欲などが十分に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　令和５年度第２号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、令和 5 年度第 2 号農地利用集積計画の決定について、所 3 から利 13 までを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 8 ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
報告第 3 号、議案第 1、2 号関連当日配布資料の 11 ページから 16 ページに議案第 2 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、所有権移転が 2 件、利用権設定が 4 件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです。
はじめに、整理番号所 3・4 及び利 11 から利 13 までを説明いたします。
議案書 8 ページから 9 ページ、整理番号所 3 及び所 4 は、公益財団法人北海道農業公社から利用集積計画による貸付を受けていた農地について、今年度中に貸付期間が満了となることから、北海道農業公社から売渡を受ける農地保有合理化事業案件になります。
次に、整理番号利 11 は、令和 5 年度第 1 回総会の報告第 4 号整理番号 3 で合意解約のあった土地について、借主を変更したうえで賃貸借契約を行う案件になります。
次に、整理番号利 12・13 は、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号所 3・4 及び利 11 から利 13 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありましたので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に、利 14 を議題といたします。
　この案件については、農業委員会に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
　暫時休憩します。（13：46）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：46）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書 10 ページをご覧ください。整理番号利 14 は、農地保有合理化事業として、令和 4 年度第 12 回総会議案第 3 号で公益財団法人北海道農業公社が買受けた農地を、事業参加申込みを行った農業者に一時貸付する案件になります。
　計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号利 14 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑をおこないます。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお

願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
　●●委員の退席を解きます。
　暫時休憩します。（13：47）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：48）

【議案第３号　「令和４年度推進委員等の目標に対する点検・評価（案）」に対する意見について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、「令和 4 年度推進委員等の目標に対する点検・評価（案）」に対する意見についてを議題といたします。
　事務局より報告願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 11 ページをお開きください。
　農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、最適化活動を行う推進委員等が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行うため、令和４年度推進委員等の目標に対する点検・評価（案）に対する審議意見を求めます。
　議案第 3 号、議案第 4 号関連当日配布資料 1 ページから 20 ページに議案第 3 号別紙、22～26 ページに議案第 3 号・4 号資料、農林水産省通知を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。
　また、同法第 37 条により、農業委員会は、この最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。
　この公表をするにあたり、農業委員会は、最適化活動の成果目標

及び活動目標を設定し、農業委員も含めた農地利用最適化推進委員等が記録する、最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することが重要とされました。

この農業委員を含む推進委員等個人の最適化活動の点検・評価の具体的な手法が、農林水産省経営局長通知により示され、当該通知において、委員個々の活動状況を議案第3号別紙にある別紙様式3に記載して総会に付議し、委員から出た意見をこの様式に記入したうえで、それぞれの委員に通知することが求められております。

このため、今般、事務局において、各委員から毎月提出いただいている活動記録簿や農地台帳から、当日配布資料、1ページから20ページにあります別紙様式3に転記し、農林水産省の判断基準に基づき、評価結果も記載しましたので、これについてご意見等がありましたら、ご発言のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

議　　長　　暫時休憩します。（13：51）

議　　長　　再開します。（13：57）

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議案に対する意見等があれば、お受けいたします。

（意見なし）

議　　長　　それでは、特に意見がありませんでしたので、この議案については、意見なしと決定しました。

【議案第４号　「令和４年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）」について】

議　　長　　次に議案第4号、「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）」についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第4号について、ご説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行うため、「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）」に対する審議意見を求めます。

議案第3号、議案第4号関連当日配布資料21ページに議案第4号別紙、22から26ページに議案第3号・4号資料農林水産省通知を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

先ほど、ご審議いただきました議案第3号と同様に、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、同法第37条により、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

また、この公表をするにあたり、農業委員会は、最適化活動の具体的な状況について、目標に照らして点検・評価を行った上で公表することが重要とされました。

先ほどご審議いただきました議案第3号では、委員個人の最適化活動に対する点検・評価でありましたが、本議案は、農業委員会としての最適化活動の点検・評価となります。

本議案における別紙、議案第4号資料、別紙様式4につきましては、総会での意見を記載する欄はありませんが、農林水産省経営局長通知により、総会に付議することが求められておりますので、お諮りするものであります。

以上、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料-1　令和 6 年度農林関係税制改正に関する要望（案）について
口　頭　令和 5 年度農地パトロール事前調査の出欠について
資料-2　農作物の生育状況（5 月 15 日現在）

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（14：04　閉会）